

甲府市建設工事総合評価ガイドラインの一部改正について

1 改正理由

本市では、「公共工事の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、平成22年度から総合評価落札方式による運用を行ってきましたが、施行から10年が経過したことを踏まえ、より適正な運用を図るため、次の通りガイドラインの一部を改正することとしました。

2 改正点

(1) 対象工事とタイプの選定

「特別簡易型（Ⅰ）」は廃止し、「特別簡易型（Ⅱ）」を「特別簡易型」と改める。

(2) 「特別簡易型」の工事規模

工事規模（予定価格）は、「5千万円以上・1億5千万円未満」とする。それに伴い、「簡易型（Ⅰ）」及び「簡易型（Ⅱ）」の対象工事は、予定価格が「1億5,000万円以上・3億円未満」とする。

(3) 技術的難易度

予定価格が「3億円以上」の対象工事については、技術的難易度による総合評価タイプの変更境界を引き下げ、「標準型（高度技術提案型）」を積極的に取り入れられるように改正する。

3 施行日

令和3年4月1日